

平成 20 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 安斎 隆  
(コード番号：8410)  
問合せ先 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔  
(TEL：03-3211-3041)

## 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 29 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、報酬として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、新株予約権の割当ての対象となる当社の取締役の員数は、同定時株主総会において「取締役 10 名選任の件」が承認可決された場合、社外取締役 5 名を除く 5 名となります。

### 記

#### 1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度の廃止等その他諸般の事情を勘案し、今般、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、従前の取締役報酬額とは別枠で、年額 60,000,000 円を上限として、以下の要領により株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することといたしました。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）

##### (2) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当て日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、新株予約権の引き受けを条件に、当該新株予約権の割当て対象者に対し払込金額と同額の報酬を付与するものとし、当該割当て対象者の当社に対する払込債務は、新株予約権の割当て日において、当該割当て対象者に付与される当社に対する報酬債権をもって相殺する。

##### (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合等、上記の対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

(4) 新株予約権の総数

当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数は、上記の年額60,000,000円を、新株予約権の割当て日の当社の株価、一定の基準により算出された株価変動率及び新株予約権の行使可能期間等の諸条件を織り込んだブラック・ショールズ・モデルに基づき算出される新株予約権1個あたりの公正価値をもって除して得られた数（整数未満の端数は切捨て）を限度とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額である1円に対象株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てるとの翌日から30年間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

(9) その他新株予約権の細目等

上記(1)から(8)までの細目及び(1)から(8)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

取締役ではない当社執行役員に対しても、上記と同一内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（上限については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会にて決定予定）を本定時株主総会の日から1年以内に当社取締役会の決議により付与する予定であります。

※ 上記の内容については、平成20年6月18日開催予定の第7回定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上